

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月1日
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 土屋 忠博
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号 (同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市三好町3番27号
【電話番号】	055(975)8221
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員管理本部長 彦坂 典男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社電業社機械製作所大阪支店 (大阪府中央区南本町2丁目6番12号) 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目4番18号)

## 1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第84回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円00銭 配当総額172,942,920円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行し、これに伴う監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うため、定款の一部を変更するものであります。

資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

上記の各変更に伴い、条数の整備等を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、土屋忠博、彦坂典男、村林秀晃、稲垣 晃、上地崇夫および杉井 守の6名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鯉沼博行、住田知正、多田 修の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、浅田耕太を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額220百万円以内（うち社外取締役分年額13百万円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	31,626	284	0	(注)1	可決(97.53%)
第2号議案	30,610	1,300	0	(注)2	可決(94.39%)
第3号議案					
土屋忠博	31,628	282	0	(注)3	可決(97.53%)
彦坂典男	31,631	279	0	(注)3	可決(97.54%)
村林秀晃	31,631	279	0	(注)3	可決(97.54%)
稲垣 晃	31,631	279	0	(注)3	可決(97.54%)
上地崇夫	31,610	300	0	(注)3	可決(97.48%)
杉井 守	31,613	297	0	(注)3	可決(97.49%)
第4号議案					
鯉沼博行	31,620	290	0	(注)3	可決(97.51%)
住田知正	31,264	646	0	(注)3	可決(96.41%)
多田 修	31,268	642	0	(注)3	可決(96.42%)
第5号議案					
浅田耕太	31,568	342	0	(注)3	可決(97.35%)
第6号議案	31,556	353	0	(注)1	可決(97.31%)
第7号議案	31,551	358	0	(注)1	可決(97.30%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して会社が確認できたものとの合計結果により、各議案において会社法上の可決要件を満たして決議が成立したと認められますので、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算していません。

以上